

厚岸町水道事業告示第5号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、厚岸町指定給水装置工事事業者として次のとおり指定したので同法第25条の3第2項の規定により告示する。

平成28年8月31日

厚岸町長 若 狹



1 指定給水装置工事事業者名

指定番号	指定給水装置工事事業者名	住 所	電 話 番 号
39	株式会社中山工業 代表取締役 中山直季	釧路市鳥取北4丁目14番 17号	(0154) 53-3506

2 指定年月日 平成28年9月1日